

監査報告書拡張の更なる進展

松 本 祥 尚

- I はじめに
- II 監査報告書拡張の背景
 - II-1 監査報告書に対する監査人視点と利用者視点
 - II-2 監査人の期待と利用者の期待への対応
- III 監査報告書拡張の内容
 - III-1 監査人による前向きの情報内容
 - III-2 KAM 先行導入国における動向
 - III-3 わが国先行事例の分析
- IV おわりに
- 参考文献

I はじめに

監査報告書は利用者にとって唯一入手可能な監査に関する情報であるから、利用者のニーズや知識水準等を考慮してその形態が検討されねばならない（森 [1974] 67～72 頁）。このような利用者指向の観点から監査報告書の態様は、これまで短文式による標準化がなされてきた。

一般に、監査報告書を短文式で標準化する根拠として、1つには、利用が想定される一般投資者に専門的知識を欠くことが多いために、その理解可能性を高める目的で、判りやすく簡潔かつ明瞭に記載することが要求され、また2つには、監査人の側が、将来の責任を回避する目的で、いたずらに難解な文言を使って利用者を惑わせたり、必要な記載を省略するようなことがないように、という点が挙げられる。この結果、汎用目的の監査報告書については、その記載要件につき一定の基準を設け、監査人をしてこれを厳重に守らせる必要がある、と解されている。

しかし、想定利用者に専門的知識のあることを前提できるのであれば、簡潔性や明瞭性よりも、意思決定情報としての情報価値の高い監査報告書が求められることになる。このため、監査報告書は、非標準化と拡張化が図られた文書でなければならない。

以上の考え方から、2018年7月5日の企業会計審議会において、監査報告書を拡張するための監査基準改訂が承認され「監査上の主要な検討事項（Key Audit Matter）」（以下、KAM）が導入された。KAMを含む拡張された監査報告書は、2021年3月決算を財務諸表監査における適用時期とするものの、2020年3月決算での早期適用が認め

られており、2020年6月以降、KAMを含む拡張化監査報告書が発出されるため、KAM記載に関する議論が監査人と被監査会社との間で活発になされていることが推察できる。既に有価証券報告書とは別に「監査上の主要な検討事項に相当する事項の報告」(三菱ケミカルホールディングス [2019])として、先行的にKAMを開示する前向きな対応も見られる。

KAMの監査報告書への記載が金融商品取引法上、法定化されたことで、監査人からの情報記載の是非に関する争点は解消し、どのような記載が監査人によってなされるのが合目的でないしは目的適合的か、という課題が今後の争点となる。既に国際監査基準(International Standard on Auditing: 以下、ISA) 701により、KAMの導入を推進した国際監査・保証業務基準審議会(International Auditing and Assurance Standards Board: 以下、IAASB)では、2016年9月以降KAMを導入した国々における適用後レビュー(Post-Implementation Review)を実施し、その傾向と課題を明らかにしている。またわが国でもKAM導入が決定された段階で、その役割を担う会計士の意識を我々研究チームが日本公認会計士協会近畿会の協力を得て調査した。

本稿では、KAM導入の背景となった趣旨や背景を確認した上で、既にKAMを導入している国々で認識されている傾向と課題を明らかにするとともに、わが国で早期に開示されたKAMによって監査報告書の情報価値が向上しているのか、を検討したい。このようなKAM本来の記載趣旨、現時点でのKAMの問題、ならびにKAM記載による目的適合化のために必要な具体的記載内容を明らかにすることで、改訂監査基準の適切な適用が期待できると考える。

II 監査報告書拡張の背景

IAASBは、紋切り型の短文式監査報告書に対する批判を受け、2009年12月会合から検討を開始し「監査人のコメント(Auditor Commentary)」として、監査人による追加的な情報を提供することで監査報告書の改善を提案した。このため、IAASBは2012年6月に「意見聴取: 監査報告書の改善(Invitation To Comment: Improving the Auditor's Report)」を公表し、利害関係者から「監査人のコメント」に対する支持不支持を含むコメントを集めた(IAASB [2012 a])。[図表1]は、回収したコメントを纏めたものである。

[図表1]で明らかになるのは、利害関係者のうちの投資者・アナリスト、規制当局・監督機関、大手会計事務所が、「監査人のコメント」を追加的に監査報告書で監査人が提供することを、全般的には支持したことである。個別に見てみると、大手会計事務所は、強調文節の拡張、専門的な判断に関するガイダンスの提供、さらに財務諸表に

〔図表1〕「監査人のコメント」に対する利害関係者の反応

投資者・アナリスト	規制当局・監督機関	基準設定機関	会計事務所（大手）	会計事務所（中小）	ガバナンスに責任を負う者	FS 作成者
「監査人のコメント」導入への全般的な支持						
○	○	△	○	△	△	×
「強調事項」文節利用拡張による財務諸表への言及						
△	△	△	○	△	△	×
監査の重要な領域及び重要な監査人の判断への言及						
○	○	△	×	×	△	△
監査手続の詳細な記述の強制						
×	×	×	×	×	×	×
適切なガイダンスを付した職業的専門家としての判断に基づく「監査人のコメント」への支持						
○	○	△	○	○	△	△
財務報告に対するより全体的な観点から必要な改善						
△	○	○	○	△	NA	○

（出所：IAASB [2012 b]）

※○は支持，△は支持不支持混在，×は不支持，NA は回答なしを意味している。

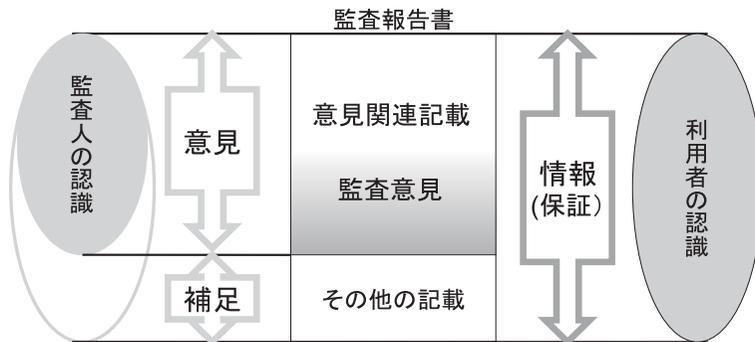
関する改善を支持したのに対して、投資者・アナリストや規制当局・監督機関は、監査の重要な領域や重要な監査人の判断に関する情報、また専門的な判断に関するガイダンスの提供を支持している。

このような傾向は、大手会計事務所が「監査人のコメント」を従来からの監査人視点での監査報告書の延長線上で捉えようとしているのに対して、投資者や規制当局は監査人の判断や重要な監査領域といった監査固有の情報を監査人から開示させるという利用者視点で監査報告書を捉えていることに現われている。

II-1 監査報告書に対する監査人視点と利用者視点

監査報告書に対する監査人視点とは、監査報告書をオピニオン・レポートとして捉える見方であり、監査人の意見とその根拠に係る記載区分とそれ以外の記載区分は明確に区別され、経営者・監査役等の責任、監査人の責任に係る記載区分に加えて追記情報は、全て「情報」の提供であるという理解がなされる。このような理解は、財務諸表監査を規制する監査基準（1956年）「監査基準の設定について」に示されており、「監査報告書は、監査人の結果として、財務諸表に対する監査人の意見を表明する手段であるとともに、監査人が自己の意見に関する責任を正式に認める手段である」という定義にある。本文言は、現在でも、監査報告書に関する定義としてこのまま引き継がれており、この定義から、監査報告書は監査人の意見表明手段であり、かつ意見表明に伴う責任認定手段と位置付けられ、オピニオン・レポートであるという理解がわが国では一般的に定着している。

[図表2] 監査報告書の構造



監査報告書がオピニオン・レポートである限り、記載事項のなかで最も重要なものは監査人の結論としての監査意見であり、それ以外の記載事項は監査意見に対して補足的な「情報」という位置付けとなる（黒澤 [1957] 50 頁）。もちろんそれらの「情報」同士も同質と一律に理解されるものではなく、経営者・監査役等・監査人の責任といった記載は監査意見の前提であり、両者は因果的な密接不可分の関係にあるのに対して、追記情報や付記事項は、監査意見とは関係付けられるものではなく、あくまでも財務諸表利用者が財務諸表を利用する際の誤解を防ぐという観点から注意喚起のための補足的な記載と理解されてきた。このような見解を図示すると、[図表2] 左側「監査人の認識」のようになる。

一方、利用者視点とは、監査報告書をインフォメーション・レポートと看做す見方であり、監査意見とそれ以外の記載の情報内容には差異が認められるとしても、監査報告書は一体として財務諸表を利用する際の保証情報としての役割を期待するものである。意見とそれ以外の記載は、財務諸表を利用するに当たって何れも必要な情報であり、両者を敢えて区別して捉えることは、そもそも利用者からすると必要ではない。このため、利用者からすると、監査報告書は、「財務諸表による情報が、利害関係者によって誤解されることのないように、合理的に利用されるようにするはたらきをもち、財務諸表に対する単なる判定書ではなく、それ以上の役割を持つもの」（森 [1967] 187 頁）と捉えられ、[図表2] 右側「利用者の認識」となる。

このような理解は、監査報告書に誤り（虚偽記載）があったケースを想起すれば、ヨリ明確になる。監査人側からすると、監査報告書は意見表明手段であるから、意見以外の部分については責任を問われる謂われはないし、意見とそれ以外の記載で法的責任の根拠もその程度も異なってしかるべきと考えるかもしれない。一方、利用者は、監査意見であろうとその他の記載事項であろうと、監査報告書の記載に誤りがあり、当該記載に起因して被損すれば、両記載区分にかかわらず虚偽記載に基づく賠償責任を追及することになる。財務諸表監査が、情報劣位にある不特定多数の一般投資者を保護する

ために行なわれる職業的専門家の独占業務であることを鑑みると、果たして監査意見とそれ以外の記載事項とで監査人が負われる賠償責任の程度や範囲に区別を認め、善意の利用者にとって不利な判定がなされるとは考えにくい。全ての監査報告書の項目について「情報」と「意見」を区別し、それによって法的責任のあり方を変えるという考え方は、そういった区別をする知識のない想定利用者を著しく不利な立場（被損額を救済できない）に置くとともに、そういった事項を知り得る立場にある専門家である監査人を著しく有利な立場におくことになり極めて不公平といえる。

実際、わが国の金融商品取引法においても、その21条1項3号で、「当該有価証券届出書に係る第193条の2第1項に規定する監査証明において、当該監査証明に係る書類について記載が虚偽であり又は欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして証明した公認会計士又は監査法人」は、虚偽の監査意見を原因として法的責任を負うことになるのに対して、監査意見以外の記載における虚偽の記載についても、22条1項「有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、第21条第1項第1号及び第3号に掲げる者は、当該記載が虚偽であり、又は欠けていることを知らないで、当該有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集若しくは売出しによらないで取得した者又は処分した者に対し、記載が虚偽であり、又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。」により、監査人に対して損害賠償責任が認定されることになり得る。このように、責任の根拠となる法律上の条文は異なっているが、監査報告書に虚偽記載した監査人の法的責任は、その虚偽記載の箇所にかかわらず、独立性欠如による故意、或いは正当な注意欠如による過失の存否に関する事実認定に基づいて監査人に賦課される。従って、利用者の視点では監査意見とそれ以外を区別する意味はなく、同じ意思決定情報の1つなのである。

以上の結果、利用者側から見れば、意思決定のための主たる情報である財務諸表の信頼性を保証してくれる従たる情報として監査報告書全体を捉えた上で、財務諸表に依拠するに当たって役立つ情報は須く監査報告書において提供して欲しいと期待する。ここに監査報告書をインフォメーション・レポートとして理解する考え方（森 [1967] 184～193頁、高柳 [1980] 303～307頁）が認められることになる。つまり [図表2] に示したとおり、監査報告書を作成者である監査人側から見ればオピニオン・レポートであり、受領者である利用者側から見ればインフォメーション・レポートと理解される。

II-2 監査人の期待と利用者の期待への対応

KAM導入を契機とする監査報告書の拡張とそれまでの監査報告書における記載区分の増加は、以下のような経路で説明できる。

わが国財務諸表監査における監査報告書雛型の原型は、1947年アメリカ会計士協会 (American Institute of Accountants: 以下, AIA) の『監査基準試案』によっており、一般に認められた監査基準に準拠した旨を記載した範囲区分と監査人の結論を記載する意見区分からなる監査報告書に求められる¹。この後、監査報告書の「情報」が増やされることになった切っ掛けは、1985年からアメリカ公認会計士協会 (American Institute of CPAs: 以下, AICPA) が開始した、いわゆる期待ギャップ縮小のための一連の改正監査基準である。その結果の1つである監査基準書 (Statement on Auditing Standards: 以下, SAS) 58号「監査済み財務諸表に関する報告書 (Reports on Audited Financial Statements)」(1988年)は、従来の範囲区分と意見区分に加えて、財務諸表を適正に作成する責任は経営者にあり、当該財務諸表の適正性に対して意見を表明する責任が監査人にある、という二重責任の原則に関する記載を導入区分として設けることとした。この時期の監査報告書への導入区分の追加は、1970年代のアメリカ会計士に対する監査の失敗を訴因とする訴訟の急増を背景とする²。当該訴訟における原告側の申し立てに財務諸表監査に関する誤解や過大な期待が含まれていたために、導入区分として二重責任の原則に係わる記載をわざわざ設けることとなった。

このような導入区分の記載は、監査人の認識する自らの役割を利用者に認識させることを期待したものであり、財務諸表監査の性格や監査人の役割について社会一般を啓蒙することを指向する。これらの記載は、本来、会計や監査に関する知識のある利用者であれば言わずもがなの記載であり、そのような記載を敢えて行なうことで監査報告書という監査人から利用者への唯一のコミュニケーション手段によって、利用者を啓蒙し、誤解や過大な期待を解消しようとしたものと捉えられる。これらの記載は、幾ら増やしたところで、利用者からすると財務諸表の利用に当たって意思決定の質を向上させるものではない。このため、この導入区分の導入以降、財務諸表監査の性格や限界、さらには経営者・監査役等・監査人に関する責任に関する記載が求められることになったが、これら記載も全て監査人の期待を一般化するためのものであり、監査人側からすれば啓蒙的情報であり、利用者にとっては「後ろ向きの情報提供」である。

さらに1956年監査基準設定以降、監査報告書への「情報」の記載として、監査意見とは別に、補足的説明事項、特記事項、追記情報といった情報の記載が求められるようになってきたが、それらは利用者の注意を喚起する目的で財務諸表に開示された情報を再掲するものであり、利用者からすると、後ろ向きの情報ではないとはいえ、情報内容のあるものとは解し得ない。監査基準上では、これら補足的説明事項、特記事項、追記

1 アメリカ監査基準の展開については、大矢知(1989)を参照されたい。

2 当時のアメリカにおける16大会計事務所が被告となる訴訟は、1960年代に83件であったものが、1970年から1974年までの5年間で183件に急増したとされる (Palmrose [1991])。

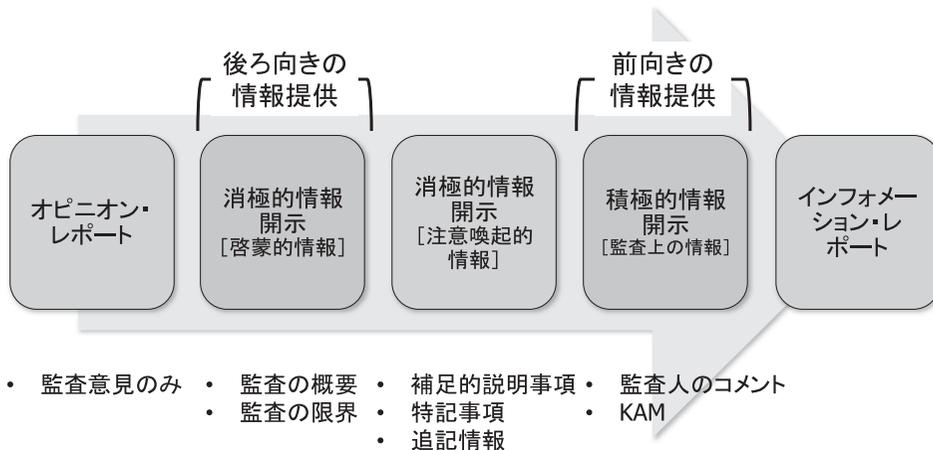
情報には、監査人の判断によってオリジナルの情報を監査報告書に記載することも求められていたが、実際に監査人独自の情報が開示されたことはなかった。

一方、監査人が自らの判断でオリジナルな監査上の情報を監査報告書で開示することは、利用者にとっては財務諸表以外にも一次的意思決定情報が得られることを意味する。このような情報は、利用者からすると自らの意思決定の質を向上させ得る「前向きの情報」となる。特に KAM 導入前の監査報告書においては、監査の過程に関する情報価値のある情報は、監査意見以外に監査人から開示されることはなかった。利用者からすると監査業務はブラックボックスになっており、直接の監査対象である個々の財務諸表項目に対して十分かつ適切な監査証拠が、どのように収集・評価され、どのような根拠でそれが個別に適正と判断され、財務諸表全体の適正性に関する結論まで積み上げられたのか、に関する情報が明らかにされることはない。

殊にわが国の 2005 年改訂監査基準で導入された特別な検討を必要とするリスクや 2013 年設定不正リスク対応基準に基づく監査人の対応について、監査人には新たな監査手続の適用が求められるようになってきているにもかかわらず、それらの情報が利用者に提供されることはなかった。監査の構造として、監査意見に対する結論を直接形成することは不可能であり、個々の財務諸表項目に対する監査証拠の積み重ねによって結論に到達している以上、監査人の手許には個々の財務諸表項目の適正性を立証する証拠は存在しているはずである。従って、個々の財務諸表項目に対する監査の在り方に関する情報が開示されることで、それら情報を利用者は意思決定に反映させることができると推測できる。

以上のような監査報告書の情報化の経路は [図表 3] のように纏められ、啓蒙的な「後ろ向き情報」から注意喚起情報を経て「前向きの情報」を提供することが、KAM として監査報告書に求められることとなった。

[図表 3] 監査報告書の情報化の経路



Ⅲ 監査報告書拡張の内容

Ⅲ-1 監査人による前向きの情報内容

KAM は、ISA 701 によれば、監査人の職業的専門家としての判断において、当年度の財務諸表の監査において最も重要な事項であり、ガバナンスに責任を負うものにコミュニケーションを行なった事項から選択される。監査人が KAM の候補として、ガバナンスに責任を負うものにコミュニケーションを採るべき領域は、以下の内容とされており、わが国の 2018 年改訂監査基準及び監査基準委員会報告書 701 も同様である。

- 重要な虚偽表示のリスクがより高い領域、或いは特別な検討を必要とするリスクが識別された領域
- 財務諸表上の領域に関連した重要な監査上の判断のうち、重要な経営者の判断を伴うもの（不確実性が高いと識別された会計上の見積もりを含む）
- 当期において発生した重要な事象、或いは取引に係わる監査への影響

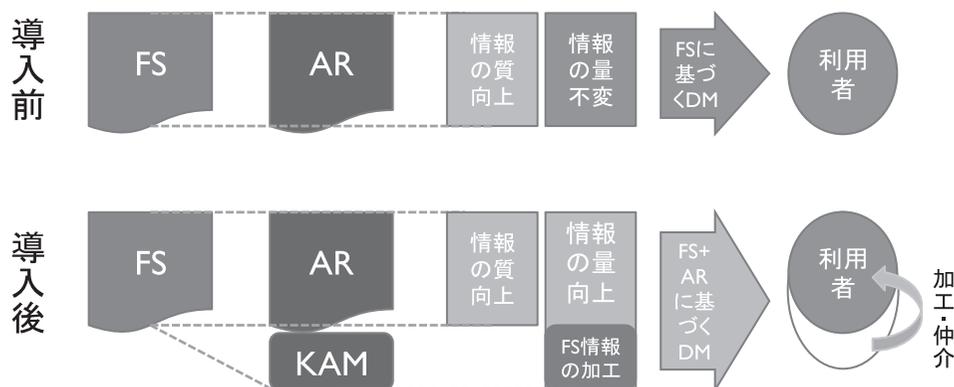
これらの内容を監査役等のガバナンスに責任を負うものにコミュニケーションした上で、そのうち特に重要な事項について、以下の項目を KAM として監査報告書に記載することになる。

- 財務諸表における関連する開示への参照
- 監査人が当該事項を当期の監査において最も重要な事項の一つと考えた理由
- 監査上、当該事項にどのように対処したか

このような監査人しか入手できない情報が監査報告書において提供されるようになると、[図表 4] に示すように、これまで投資者の手許に届いていた意思決定情報と相違が生じる。すなわち、KAM に代表される監査上の情報が導入されていなければ、利用者の意思決定 (DM) にとって監査報告書 (AR) が新たな情報を提供することはなく、財務諸表 (FS) の信頼性ないし質を高めるのみである。これに対し、KAM が導入されると、情報の質を高めた上で、監査上の情報が新たに提供されるため、それを利用して財務諸表の情報を修正・加工することが可能となり、意思決定がより高度なレベルで行なえることになる。

このとき重要となるのは、専門性の高い監査上の情報が監査報告書で提供されたときに、それを用いて意思決定情報である財務諸表を加工できる利用者が必要となることで

〔図表4〕意思決定情報の拡大



ある。つまり、短文式監査報告書で想定されてきた素朴な利用者とは違い、専門的な情報を理解・加工し仲介できる能力のある高度な知識と能力を有したアナリストが情報仲介者として求められることになる。

Ⅲ-2 KAM 先行導入国における動向

IAASB では、ISA 適用後、関係者の意識や理解を促進し、基準の効果的な実施を支援するために監査報告推進ワーキング・グループ（Auditor Reporting Implementation Working Group：以下、ARIWG³）を設置し、基準適用後の国々からの情報を収集・分析し、その結果を IAASB にフィードバックさせている。特に国際的な傾向を調査した結果として、以下の趨勢が指摘される（IAASB [2019] par.4）。

- ISA 701 の拡張、すなわち上場企業以外の組織体に対する KAM の記載にまで、ヨリ広い適用範囲を促進ないし強制する国も出てきている。
- KAM に加えて、追加的な記載、例えば、独立性に関連するコミュニケーション事項、提供する非監査業務、監査の範囲と重要性、ならびに KAM に係わる主要な検出事項（すなわち、これら事項に対する監査手続適用の結果（outcome））を求めている国もある⁴。

さらに、この監査報告書の拡張方針をさらに進め、ISA による要求レベルを超えて監査報告書の拡張を試みる国も存在する。現時点で判明している ISA を超えた要求事項を有する国の規制として、以下のようなものが挙げられている（IAASB [2019]

3 ISA 701 の適用後レビューに関しては、IAASB (2019) を参照されたい。

4 朴他（2019）では、2018 年 11 月 15 日から 17 日にかけて朴大栄氏・小澤義昭氏（桃山学院大学）、百合野正博氏（同志社大学）とともに行ったシンガポール勅許会計士協会（Institute of Singapore Chartered Accountants：以下、ISCA）及び PwC シンガポールにおける実地調査により、ネットワークの方針として監査手続実施の結果（outcome）の記載を、原則として、KAM に含めるように要求しているグループがある一方、結果の記載までは求めないとするグループのあることが判っている。

par.7)。

- ブラジルでは、ブラジル独立監査人協会 (Institute dos Auditores Independentes do Brasil: 以下, IBRACON) が、監査人に監査手続実施の結果 (outcome) を KAM に含めることを強く推奨する通牒を发出している。
- イギリスの財務報告評議会 (Financial Reporting Council: 以下, FRC) は、経営者による企業のゴーイング・コンサーン評価を監査人が如何に判断したかに関する説明、ならびに経営者によるゴーイング・コンサーンを前提にした会計処理が適切かどうかに関する監査人の判断について記載を求めることを検討中である。また Kingman (2018) レビューが勧告したとおり、「段階的所見 (graduated findings)」として、KAM に関する監査人の主観的な見解、例えば、会計上の見積りを慎重、安定的、或いは楽観的であるといった記載を含めることを検討している。

このように KAM の導入を切っ掛けとして、監査報告書の拡張とその充実によって監査の透明化を志向することは、世界的な課題となっている。特に、KAM に監査手続実施の結果 (outcome) や監査手続実施による検出事項ないし調査結果 (findings) を含めることは、ISA 701 でもその適用指針 (par.A 46) において、既に下記のように想定済みの記載事項であったが、適用後レビューを経て、想定利用者にとっての必要性ないし重要性が国際的にもより認識されてきたことが判る。

- KAM, 或いは、評価済みの重要な虚偽表示のリスクに最も関連した、監査人の対応、ないしはアプローチの特徴
- 実施した手続の簡潔な説明
- 監査人による手続の結果 (outcome) を示す記述
- KAM に関する主要な見解 (observations)

監査人は、自らの職業的専門家としての判断として、これらの記載を単独ないし組み合わせて記載し得るものとされており、そういった要請は、わが国の監査基準委員会報告 701 においても要求事項第 12 項 (4) とその適用指針第 A 46 項に反映されている。

Ⅲ-3 わが国先行事例の分析

我々は 2018 年 2 月 14 日から 3 月 12 日にかけて、日本公認会計士協会中日本五会 (東海会・北陸会・京滋会・近畿会・兵庫会) に所属する個人の会員・準会員 7,268 名を対象とし、ウェブベースでのアンケート調査を実験的に行ない、158 名 (退職者 33 名を含み、パートナー 69 名、マネージャー 40 名、その他スタッフ等 49 名) から回答を得た。⁵ 具体的には、調査用サンプルを、近畿会監査会計委員会の協力のもとに、日本

5 ウェブベースでの調査は、クロスマーケティング社の協力を得た。

の会計基準を前提にした財務諸表注記とそれに対する KAM として作成し⁶、WEB 頁に掲載した後、近畿会からのメール送信によって調査を開始した⁷。

監査報告書は、監査人から利用者に対する唯一のコミュニケーション手段であり、かつ一方通行での開示であるため、そこに記載される KAM を想定利用者がどのように理解し、利用するのか、という視点を、開示する側である監査人は持たなければならない。そうでなければ、KAM の記載は監査人による受身的・消極的対応や単なる自己満足に終わってしまいかねない。そこで、開示主体である監査人として、想定利用者に対して、KAM の開示が情報価値を持つのか、すなわち意思決定を改善するのか、また KAM をどのように利用して欲しいと考えるのか、さらには何を根拠に KAM に情報価値を認めるのか、或いは逆に何を根拠に KAM に情報価値がないと考えるのか、を明らかにするために、会計士を対象に実験的な調査を実施した。

本調査の結果、利用者の意思決定が改善される KAM の利用方法として、会計士がどのように考えているのかについて、以下のような回答が得られた。

- (1) 理解度の向上（40%）…財務諸表の情報を利用するに当たって、監査報告書に記載されている KAM の内容をもとに、財務諸表の情報内容に対する理解度を高めて利用して欲しい。
- (2) 注意の喚起（27%）…当期の監査において特に注意を払った情報が何かを把握し、財務諸表の利用に当たって、KAM に取り上げられている項目に注意を払って欲しい。
- (3) 未公表の情報の入手（11%）…KAM から財務諸表に記載されていない情報を入手して、当該企業に対する新たな情報として活用して欲しい。
- (4) ガバナンスの向上（8%）…KAM に記載されている内容をもとに、株主総会等での経営者との対話を促進する切っ掛けとして欲しい。
- (5) 監査プロセスの理解（6%）…KAM が決定され記載されるまでの監査のプロセスを知って欲しい。
- (6) 監査の品質の評価（5%）…KAM の記載内容をもとに、監査業務ごとの差異を認識し、監査の品質を適切に評価して欲しい。

この調査結果から判るように、KAM を用いて財務諸表の理解度を高めることが、会計士が最も期待する利用者の意思決定改善方法であり、そのためには、先述のように、

6 調査時点で存在しない日本基準をベースにした注記及び KAM サンプルは、日本公認会計士協会近畿会（副会長の後藤紳太郎氏と監査会計委員会委員長の正田鏡子氏）の協力のもとに作成された。ここで作成された KAM には、KAM とした理由として財務諸表注記に未公表の内容を、また監査上の対応として監査手続実施の結果（outcome）を含めた。

7 本アンケート調査における実験用ケースを含め、その詳細は、異島（2019）ならびに松本（2019）を参照されたい。調査結果をもとにした本稿におけるあり得べき誤りは、筆者に帰することはいうまでもない。

利用者には専門性の高い情報を理解できる知識と能力が必要となることを会計士も前提としていることが判る。そして、このような意思決定の改善を指向するためには、当該企業及び財務諸表に固有の会計上の情報や、当該監査固有の監査上の情報が監査人の手による KAM において記載される必要がある。換言すれば、財務諸表に注記された情報をほぼそのまま参照し転記している KAM 項目であれば、それは強調事項と何ら変わるころはなく KAM としての情報内容はない。またその選定理由と監査上の対応についても、監査基準委員会報告書（以下、監基報）で規定された内容がそのまま引用され記載されているのであれば、KAM に期待されるような利用者にとっての情報価値はない、と言える。

そこで、先行的に有価証券報告書とは別に開示された「監査上の主要な検討事項に相当する事項の報告」（三菱ケミカルホールディングス [2019]）を用いて、実際にどの程度の意思決定改善を期待できるような監査人独自の情報として KAM が提供されているのか、を以下では試行的に検証してみることにした。KAM としての記載に期待される、KAM 対象項目と理由の記載における監査人独自性と、監査上の対応における情報の独自性について、それらの有無を検証することにしたい。

(1) KAM 対象項目記載の監査人独自性

KAM の対象となった会計上の情報である注記を KAM において、どのように参照して個別具体的な選定理由とともに監査人が記載しているのか、について、財務諸表における注記の記載と KAM における対象項目の記載を、単語単位で突き合わせ作業を行なうことによって、どの程度の監査人独自性、或いは重複があるのかを明らかにしたい。⁸ 両記載を照合した結果、注記と KAM 項目とは単語レベルでは、98% 重複していることが判った。つまり、単語レベルでは、注記で記載されている文言を、ほぼそのまま KAM 項目として引用している可能性が 98% あるということであり、監査人独自の記載は単語レベルでは 2% しかない、ということになる。

一方、単語レベルでは、同じ文言が違う文脈で使われていても重複記載と判定されることから、次に文脈レベルでの重複度合いを検証するため、同じ注記と KAM 項目を照合してみたところ、⁹ 26.3% という結果となったため、文脈レベルでの KAM 項目としての独自性は 73.7% あったことになる。このことは、注記で利用されている文言が、ほぼそのまま引用されているものの、配列や作文上は監査人による工夫がなされていることを示している。ここにもし KAM としての選定理由に監査人による個別具体的な理由

8 単語単位での検証対象の判定ファイルと突合せ対象の照合ファイルを突き合わせる方法として、サクツールズ社のコピペリンを用いた。コピペリンによる解析に当たっては、関西大学大学院商学研究科博士課程後期課程の鎌田啓貴氏の協力を得た。

9 文脈単位での検証については、(株)アंक社のコピペルナーを用いている。

が記載されていないければ、KAM 項目は強調事項と何ら変わらないことになってしまう。

（2）監査上の対応記載の監査人独自性

監査上の対応については、一般的な記載に留まっているか、或いは特定の被監査会社に固有の監査上の対応が記載されているのか、を明らかにすることが検証の目的となる。このため、監査上の対応として記載されている、①企業結合、②のれん、③無形資産、④繰延税金資産、の4つの項目への対応について、監査実施に関連する監査基準委員会報告書（300～620）と個別に突き合わせることにした。監査上の情報として情報価値を持つためには、監査上の対応として、それぞれの財務諸表項目に対して、具体的かつ個別的に独自性を持って記載されていなければならない。つまり監基報に要求事項として規定されているものが、そのまま監査上の対応として転記されているような記載では、利用者にとっての情報価値はない。

単語レベルで4つの項目を監基報と照合したところ、①企業結合に対する監査上の対応記載と監基報規定との重複は98%、②のれんに関する重複は96%、③無形資産については97%、④繰延税金資産では95%となった。それぞれの項目に対する監査人独自の情報は、①2%、②4%、③3%、④5%となる。また4つの項目全体での監基報との照合では、97%となっており、記載の独自性は3%という結果であった。つまり単語レベルでの照合では、監基報で用いられている文言がほぼそのまま監査上の対応としてKAMに記載されており、被監査会社固有の対応が監査人独自に記載されているわけではないことが判る。

次に文脈レベルでの重複度合いについては、①企業結合に対する監査上の対応記載と監基報規定との重複が19.2%、②のれんが9.5%、③無形資産が8.6%、④繰延税金資産が11.6%という結果が得られた。このため、監査上の対応記載としての文脈を考慮した独自性は、それぞれ①80.8%、②90.5%、③91.4%、④88.4%となる。また4つの項目全体に対する監基報の重複度は12.6%であり、記載の独自性は87.4%という結果であった。従って、監基報で用いられている文言が、監査上の対応記載でもほぼそのまま利用されているものの、配列や作文上は監査人による工夫が見られる。

以上のような照合ソフトを用いた客観的な分析を纏めた[図表5]に基づくと、文脈や作文の点では監査人独自の工夫が見られるとはいえ、KAM項目でも監査上の対応の記載でも、被監査会社固有かつ監査人独自の会計上の情報や監査上の情報を必ずしも提供しているとは言えず、利用者にとっての情報内容も情報価値も、「監査人のコメント」検討時やKAM導入時に期待されたほどには提供されていないことが、客観的に明らか

[図表5] KAM 記載における独自性 (%)

KAM 項目 と注記	監査上の対応と監基報			
	① 企業結合	② のれん	③ 無形資産	④ 繰延税金資産
単語レベル (全体)	98	96	97	95
		97		
文脈レベル (全体)	26.3	19.2	9.5	8.6
		12.6		

となった。

IV おわりに

2020年3月決算より早期適用が認められる KAM を含む監査報告書の拡張では、監査報告書の意味決定情報としての利用可能性向上がどの程度達成できるかが、[図表1]で見たように利用者と規制当局の期待に添うための必須条件である。そこでは、監査人が監査上重要と判断した領域や当該判断に関する説明が求められるのであって、単なる強調事項の拡張ではない。すなわち、情報価値や内容の向上を可能とするような KAM の記載でなければ、利用者の意思決定を改善することには繋がらない。

監査報告書の情報価値や内容が KAM 導入によって向上するためには、諸外国の適用後レビューやわが国会計士に対するアンケート調査でも明らかにしているとおり、監査人独自の情報が開示される必要があり、そこには財務諸表に関連する会計上の情報と監査上の判断に関する監査上の情報が含まれる。監査人による会計上の情報の開示は、会計基準による開示要請の多寡によって異なることになるが、わが国の場合、国際会計基準やアメリカの会計基準に比べて注記開示規制が少ないため、結果的に監査人による企業の未公表の情報開示の可能性が高くならざるを得ない。従って、KAM 抽出プロセスにおける監査役等のガバナンスに責任を負う者からの同意の有無にかかわらず、監査基準でも要求されているとおり、監査人は公益の観点から未公表の会計上の情報を KAM に記載しなければならない。

さらに KAM 項目として抽出した理由の記載に当たっても、監基報で挙げられた通り一遍の理由記載では、独自性や情報価値があるとはいえ、当該企業の当該財務諸表項目に固有の個別具体的な監査上の判断における理由が、利用者による意思決定の改善・高度化のために必要であろう。

次に検討した監査上の対応についても、当該記載によって利用者の意思決定が改善されることが目的であることから、監基報に規定されているような実施した手続を列挙す

る一般的な記載では意味がない。

以上のような問題点を客観的に確認するため、実際に監査基準適用前に先行して公表された KAM の事例をもとに、KAM 項目と注記の重複度、及び監査上の対応と監基報の重複の程度について検証し、両記載とも単語レベルでは新規性や独自性の殆どないことが確認された。文脈レベルで照合した場合に監査人による作文に一定の独自性が認められる点と、監査基準の想定する早期適用時期よりも先行して KAM の事例を開示したという点には、高く評価すべき点があると解される。

しかしながら、KAM 導入の背景からも判るとおり、監査報告書の拡張は、1947 年以降、アメリカの財務諸表監査で標準様式とされ、その後、わが国でも標準様式となった短文式監査報告書を大きく転換し、監査報告書に意思決定情報としての価値を付与するものである。故に監査報告書の役割は、財務諸表の信頼性を適正性に関する結論によって明らかにするだけではなく、監査報告書で供される監査人独自の情報によって財務諸表利用が改善され高度化されるものでなければ、監査報告書を拡張した意味がなくなる。つまり、監査報告書の情報化のために KAM が導入されたにもかかわらず、それが強調事項と同じであったり、KAM 選定理由や監査上の対応が監基報に規定された一般的な記載に留まるのであれば、短文式監査報告書で問題視されたボイラープレートが KAM でも生じてしまうことになる。

従って、諸外国における適用後レビューで既に要求されるとおり、KAM における監査上の対応には、監査手続実施の結果 (outcome) や調査結果 (findings)、さらには段階的所見 (graduated findings) といった監査人からの監査上の情報が含められねばならない。そしてこのような積極的かつ前向きな情報は、現行監査基準・監基報 (適用指針) でも記載することが求められるものであり、こういった情報開示を監査人が過度に保守的に忌避することは監査報告書拡張の趣旨に沿わない反応と評せる。

※本稿は、科学研究費助成事業の基盤研究 (C) (一般) 課題番号 18K01954 に基づく研究成果の一部である。

参考文献

- 異島須賀子 [2019] 「監査報告書の変革に関する研究」『会計・監査ジャーナル』第 31 巻, 7 月。
大矢知浩司 [1989] 「財務諸表監査と監査基準」『彦根論叢』第 255・256 号。
黒澤 清 [1957] 『監査基準解説』森山書店。
高柳龍芳 [1980] 「第 7 章 監査報告書の機能とその改良」高田正淳編『体系 近代会計学 IX 財務諸表の監査』中央経済社。
千代田邦夫 [1987] 『公認会計士——あるプロフェッショナル 100 年の闘い』文理閣。
朴 大栄・小澤義昭・松本祥尚 [2019] 「KAM と監査報告書」『桃山学院大学総合研究所紀要』第 45 巻 第 1 号。
松本祥尚 [2017] 「監査報告透明化の方向性」『ディスクロージャー & IR』第 2 巻, 8 月。

- 松本祥尚 [2019] 「『監査上の主要な検討事項』導入によって期待される効果と課題」『ディスクロージャー & IR』第10巻, 8月。
- 三菱ケミカルホールディングス [2019] 「監査上の主要な検討事項に相当する事項の報告」6月25日。
- 森 實 [1967] 『近代監査の理論と制度』中央経済社。
- 森 實 [1974] 『現代監査の構造と発展』中央経済社。
- IAASB [2012 a], Invitation to Comment : Improving the Auditor's Report.
- IAASB [2012 b], Agenda Item 6-A : Auditor Reporting – Summary of Responses Relating to Audit Commentary, December.
- IAASB [2019], Agenda Item 6 : Auditor Reporting : Update on Global Trends and Initial Planning for the Post-Implementation Review, June meeting.
- IOSCO [2009], Consultation Report : Auditor Communications.
- Kingman, J. [2018], Independent Review of the Financial Reporting Council, December.
- Palmrose, Z. V. [1991], "Trials of Legal Disputes Involving Independent Auditor," The Journal of Accounting Research, Vol.29, Supplement.